

医労連共済 加入拡大・推進ニュース No.28

2014年07月04日発行 / 日本医労連共済事業局

第25期事業報告～制度・設計編！

制度・設計で新提案～ドナー見舞金の新設！



ドナー提供の休業について「要望書」が提出されたことを受け、運営委員会で議論し、第64回医労連大会に提案することになりました。現在の共済の掛け金と給付の関係を考えると、新たな制度・設計は慎重になる状況です。その中で検討を重ね、①共済の給付対象は「健康保険適用行為」が基準ですが、ドナー提供（自費入院）する組合員への何らかの保障をおこないたい、②他の自主共済でも実施していることなどを考慮し、今回の提案となりました。

提案内容は、「組合員がドナー（臓器提供者）となった場合、加入しているセット共済の病気入院10日分を見舞金として給付する」です。ドナーになると、提供する部位により入院期間が3～21日と幅があります。こうした実態を踏まえ、入院日数に関わらず、「お見舞い金」の性格として加入している個人共済・入院の「10日分」を支給することを考えています。この内容に関し、規約は2014年7月1日から改訂しますが、「要望書」が提出された経過もあり、運用は時効発生日に遡り2011年7月1日と考えています。

解雇争議者の休業給付の運用を決めました！



解雇争議者は、5日以上「安静加療」の診断のもとに加療しても、事業主との関係で「休業証明」を入手することができず、書類不備にて給付対象となりません。

しかし、「組合だからの助け合い」の共済精神からすると、労使関係での困難性により労働者の権利が奪われることは見過ごせない内容だと考えています。

この立場から、書類不備の状況を何らかの形で解消するために、運営委員会で検討をおこない、運用の在り方を確認しました。

次の3つの書類の提出で給付対象とするものです。①5日以上「休業証明」が明記された医師の診断書、②解雇闘争中であることの証明（申立等の書類）、③加盟組合（全国組合・県医労連）・単組の証明です。これにより、事業主証明の休業証明書に変わる証明として給付をおこなうこととします。

この運用は、第25期第6回運営委員会（2014.5/29・30）で確認されましたが、問合せをいただいていた経過もあり、第25期契約年度日2013年7月1日に遡って運用することになっています。

共済推進対策会議(9/28・29)

実務研修・経験交流の内容の紹介です！

【実務研修①】（初めて共済担当になった人）

*制度から加入申込書、異動・解約届が作成できるまで

【実務研修②】（共済担当経験2～3年程度の人）

*実務作業・給付申請ができるようになるまで

【実務研修③】（上記の内容はすでにできる人）

*給付についてのQ&A、事例検討、健康告知基準の説明ができるようになるまで

【経験交流①】専従者がいる組織の人

【経験交流②】専従者がいない組織の人

*内容は①②とも加入促進、困っていること、工夫していることなどを交流

積極的な参加をお願いします！